令和５年度　浦安市立富岡小学校　いじめ防止基本方針

１　いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（１）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、いじめを生まない土壌を作り、いじめを許さない学校づくりをするために児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育んでいく。

（２）学校及び職員の責務

①　いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。

②　子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応に学校全体で取組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を進める。

③　本基本方針については、児童や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

２　いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（１）いじめについて

①定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）基本施策

①いじめ対策としての予防

ア　いじめについての共通理解

・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。

・児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教員が日常的にいじめの問題について触れ、**「いじめは人間として絶対に許されない」**との認識を学校全体で共有する。

イ　いじめに向かわない態度・能力の育成

・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分を大切にするとともに、他人を大切にすることができ、お互いの人格を尊重する態度を養う。**【自他を尊重する心】**

・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。**【豊かなかかわり】**

ウ　いじめが生まれる背景と指導上の注意　　→生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開

・授業についていけない焦りや劣等感などがストレスの要因になることを踏まえ、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。**【主体的な学び】**

・ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。**【健やかな体】**

・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ　自己有用感や自己肯定感を育む　　→居場所づくり、絆づくり

・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じられる場の充実を図り、児童の自己有用感を高める。**【自他を尊重する心・豊かなかかわり】**

オ　児童自らがいじめについて学び、取組む→「いのちを大切にするキャンペーン」の活用

・児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。（例えば、計画委員会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

②いじめの早期発見のための措置

ア　日常的な観察

休み時間、放課後などの児童との会話を通して児童の様子を把握する。

イ　教育相談の充実

個人面談の機会を活用する。１年に４回、「先生あのね週間」（教育相談週間）を取り入れ、悩みを聞く機会を設ける。また、保健室や、スクールライフカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口（※「浦安市いじめ１１０番」を含む）について周知する。

ウ　アンケートによる調査（年４回／各学期に１回）

生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を定期的に実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況を把握する。

（３）組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「　**いじめ防止委員会**　」を設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当教員、養護教諭、担任、関係学年の職員、スクールライフカウンセラー　　※その他、必要に応じて関係職員を追加する。

（４）組織的ないじめ対応の流れ

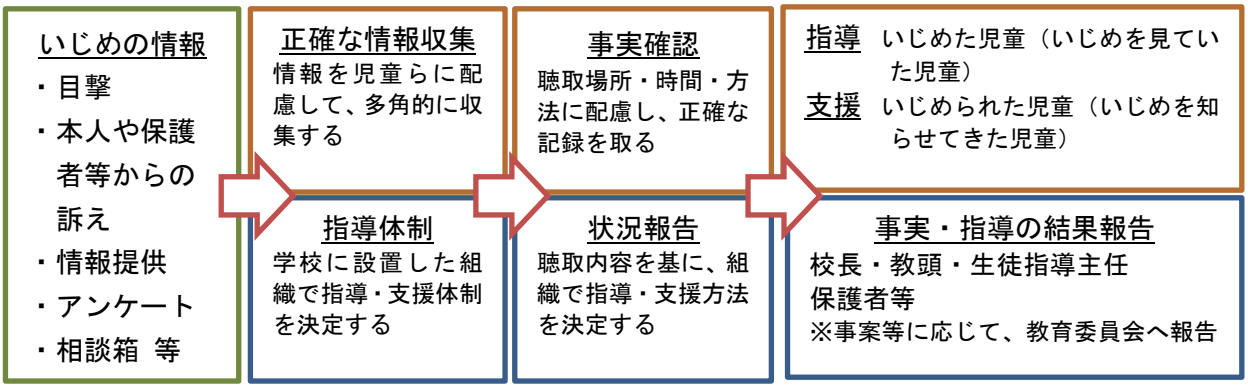

３　学校評価における留意事項

いじめの実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

（１）いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。

（２）いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。